

介護保険負担限度額認定（課税層に対する特例減額措置）についてのご案内

市民税課税世帯(別世帯の配偶者を含む)の人は、負担限度額認定において非該当(第4段階)となりますが、次の要件のすべてを満たした場合に、申請により特例措置として第3段階②とみなされ、施設の食費 もしくは居住費またはその両方が減額されます。

■対象者の要件

①属する世帯の構成員の数が2人以上

・世帯には、別世帯の配偶者や施設入所により世帯分離した従前の世帯構成員を含みます。②～⑥においても同様です。

②介護保険施設等に入所又は入院し、第4段階の食費・居住費を負担している

・介護保険施設等とは、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院のことで、短期入所サービスは対象外です。

③世帯の年間収入から施設の利用者負担の年間見込み額を除いた額が82万6,500円以下

・年間収入：公的年金等の収入額と、年金以外の合計所得金額(長期短期譲渡所得の特別控除額を除く)の合計
・施設の利用者負担：施設サービス費の自己負担分（1割、2割または3割負担額）と食費・居住費の合計
※ただし、高額介護サービス費の支給が見込める場合は、その額を施設サービス費の自己負担分から控除します。

④世帯の預貯金等の合計額が450万円以下

⑤世帯がその居住用家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を有していない

⑥世帯に介護保険料を滞納している方がいない

■申請に必要なもの

- 1 介護保険負担限度額認定申請書（課税層に対する特例減額措置）
 - 2 特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置に係る資産等申告書
 - 3 施設の契約書の写し（施設と利用者の契約状況がわかるページ）
 - 4 入所中または入所予定の施設における施設利用料、食費及び居住費が分かるものの写し 重要事項説明書、領収書等
 - 5 世帯全員分の預貯金額等がわかる通帳・証書すべて
 - 6 預貯金以外に保有している「預貯金等に含まれるもの」がある場合には、価格評価を確認できる書類の写し
- ※詳しくは、裏面の「預貯金等に含まれるものと提出物」をご確認ください。

提出書類が多岐にわたりますので、あらかじめ市へお問い合わせください。また、市で提出書類に基づき審査を行った結果、申請いただいても非該当となる場合があります。

■負担限度額認定証の有効期間

翌年度の7月31日まで（4月～7月の申請は、その年度の7月31日まで）または 施設から退所するまで

【裏面もご覧ください】

【参考：預貯金等に含まれるものと提出物】

資産の種類	ご提出いただくもの
預貯金 (総合・普通・定期・定積等)	口座がある通帳・証書すべて（窓口には原本を持参ください） ※最新の記載情報になるよう記帳してください。 ※申請時から3か月前までの記録を確認します。最新の通帳に3か月前の記載がない時は、繰越前の通帳も持参してください。 ※直近3か月内で口座から引き出した金額は現金とみなす場合があります。（支払い等に充てた場合はその領収書をご用意ください。）
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高が確認できるもの（取引残高報告書など） ※ウェブサイトの印刷も可。
金・銀（積立購入含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高が確認できるもの ※ウェブサイトの印刷も可。
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高が確認できるもの（取引残高報告書） ※ウェブサイトの印刷も可。
現金（タンス預金等）	自己申告
負債 (借入金・住宅ローンなど)	金銭消費貸借契約・残高証明書など ※負担を加味すれば認定要件を満たすと見込まれる場合のみ提出。

※生命保険、自動車、腕時計・宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などは対象外

■申請方法 ・ 問い合わせ先

受付窓口 太田市役所 介護サービス課 介護サービス係（1階14番窓口）

受付時間 平日8：30～17：15 電話 0276-47-1939

■軽減の内容

○食費と居住費どちらか一方のみ軽減となる場合もあります。

食費	居住費				
	多床室	従来型個室 (特養)	従来型個室 (老健・医療院)	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室
1,420円	530円 430円※	980円	1,470円	1,470円	1,470円

※老健・医療院であって、室料を徴収しない場合。

■留意事項

- (1) 該当・非該当の判定は、申請日時点における資産・世帯構成・市民税課税状況等により行います。
- (2) この特例減額措置は、申請時に入所している施設にかかる食費・居住費のみに適用となります。施設を退所する場合には、速やかに認定証をご返却ください。施設を移る場合で、引き続き特例減額措置による軽減を受けるには、改めて申請が必要です。
- (3) 必要に応じて官公署、銀行等に課税状況及び保有する預貯金等の残高の照会を行います。虚偽の申請により不正に負担軽減を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給を受けた負担軽減額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。